

（厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第三条 厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
一 (略) 二 介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) (略) (2) 当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。 (3) (略) ロ ホ (略) 三 介護給付費等単位数表第1の6の注の厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 福祉・介護職員等の賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	一 (略) 二 介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) (略) (2) 当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。)に届け出ていること。 (3) (略) ロ ホ (略) 三 介護給付費等単位数表第1の6の注の厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 福祉・介護職員等の賃金(退職手当を除く。)に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロくへ (略)

三の二 介護給付費等単位数表第1の7の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの(以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。)のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(二) 当該指定居宅介護事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると

ロくへ (略)
(新設)

-
- 認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。
- (三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。
- (四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 当該指定居宅介護事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 居宅介護サービス費における特定事業所加算(I)から(Ⅳ)まで
-

のいずれかを算定していること。	(6) 居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算
(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。	(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに
実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。	(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	ロ イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
四〇七 (略)	七の二 介護給付費等単位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定める基準
イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	(一) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が月額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。
(二) 当該指定重度訪問介護事業所等(介護給付費等単位数表第2の1の注10に規定する指定重度訪問介護事業所等をい	

四〇七
(新設)
(略)

う。以下同じ。）における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。

(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）

及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）

の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 当該指定重度訪問介護事業所等において、(1)の賃金改善に

関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃

金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定重度訪問介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。	(5) 重度訪問介護サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。	(6) 重度訪問介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。	(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。	(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	八 十一 (略)	十一の二 介護給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める基準 第三号の二の規定を準用する。	十二 十五 (略)	十五の二 介護給付費等単位数表第4の7の注の厚生労働大臣が定める基準 第三号の二の規定を準用する。	十六・十七 (略)	十七の二 介護給付費等単位数表第5の8の注の厚生労働大臣が定める基準 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	イ (1) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、	八 十一 (略)	(新設)	十二 十五 (略)	(新設)	十六・十七 (略)	(新設)
---	---	---	--	--	---	----------------	--	-----------------	--	--------------	---	--	----------------	------	-----------------	------	--------------	------

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(二) 当該指定療養介護事業所（介護給付費等単位数表第5の1の注1に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。）における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。

(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

	(2) 当該指定療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。 (4) 当該指定療養介護事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 (5) 療養介護サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。 (6) 療養介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。 (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。 (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
十八・十九（略）	
十九の二 介護給付費等単位数表第6の16の注の厚生労働大臣が定める基準	
第十七号の二の規定を準用する。	

十八・十九
（新設）
（略）

二十・二十一 (略)

二十一の二 介護給付費等単位数表第7の15の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(二) 当該指定短期入所事業所等(介護給付費等単位数表第7の2の注に規定する指定短期入所事業所等をいう。以下同じ。)又は基準該当短期入所事業所(介護給付費等単位数表第7の1の注14に規定する基準該当短期入所事業所をいう。以下同じ。)における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。

(三) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)(一)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると

二十・二十一 (略)
(新設)

-
- 認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。
- 四 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)(の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 次に掲げる要件のいずれかに適合すること。
- (一) 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)(単独型事業所を除く。)であって、生活訓練サービス費にお
-

ける福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

(二) 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。)(単独型事業所を除く。)、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四第一項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。)(単独型事業所を除く。)(又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。)(単独型事業所を除く。))であつて、共同生活援助サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

(三) 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、(一)及び(二)に掲げる事業所以外の事業所であること。

(6) 短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)(及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

二十二～二十四 (略)

二十四の二 介護給付費等単位数表第8の5の注の厚生労働大臣が定める基準

二十二～二十四 (略)
(新設)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(1) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(2) 当該指定重度障害者等包括支援事業所（介護給付費等単位数表第8の1の注1に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。以下同じ。）における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。

(3) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（研修等により専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

	(4) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。 ロ 当該指定重度障害者等包括支援事業所において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 ハ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。 ニ 当該指定重度障害者等包括支援事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 ホ 重度障害者等包括支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。 ヘ 平成二十年十月からロの届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。 ト ヘの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 二十五・二十六（略） 二十六の二 介護給付費等単位数表第9の16の注の厚生労働大臣が定める基準 第二十四号の二の規定を準用する。 二十七・二十八（略） 二十八の二 介護給付費等単位数表第10の11の注の厚生労働大臣が	
	二十五・二十六（新設） 二十七・二十八（新設） （略）	

定める基準 第十七号の二の規定を準用する。	
二十九ゝ三十一 (略) 三十一の二 介護給付費等単位数表第11の15の注の厚生労働大臣が定める基準 第十七号の二の規定を準用する。	二十九ゝ三十一 (略) (新設)
三十二ゝ三十四 (略) 三十四の二 介護給付費等単位数表第12の18の注の厚生労働大臣が定める基準 第十七号の二の規定を準用する。	三十二ゝ三十四 (略) (新設)
三十五ゝ三十七 (略) 三十七の二 介護給付費等単位数表第13の17の注の厚生労働大臣が定める基準 第十七号の二の規定を準用する。	三十五ゝ三十七 (略) (新設)
三十八・三十九 (略) 三十九の二 介護給付費等単位数表第14の19の注の厚生労働大臣が定める基準 第十七号の二の規定を準用する。	三十八・三十九 (略) (新設)
四十ゝ四十二 (略) 四十二の二 介護給付費等単位数表第15の11の注の厚生労働大臣が定める基準 第十七号の二の規定を準用する。	四十ゝ四十二 (略) (新設)